## **5類移行後に** おける

## 新型コロナウイルス感染予防の 取組みについて

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されましたが、感染防止の観点から、引き続き下記内容にて健康診断を実施させていただきます。

受診当日に下記「受診を見合わせていただく要件」に該当する方は、受診をお断りさせていただき、 受診日時の変更をご案内いたします。その際、受診会場にて体温の実測をさせていただくことがございますので、ご協力をお願い申し上げます。

## 受診を見合わせていただく要件

- ●新型コロナウイルスに感染している方及び 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労 働省の定める感染者の療養期間が終了し ていない方。
- ●受診時に37.5℃以上の発熱、風邪症状(咳、呼吸困難、 全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛)や関節・筋肉 痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及 び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。

## 健康診断委託医療機関での感染予防への取組み

- 三密 (密閉・密集・密接) 対策を徹底 換気、待合座席間隔を空ける、各検査機器の消毒
- 感染リスク低減の取組み 各学会ガイドラインに沿って健診を実施
- 医療スタッフの健康管理を徹底 マスク着用の義務化、出勤時の検温、手洗い・手指消毒の徹底



